

日 時： 10月6日(水) 14:00~17:00
場 所： 早稲田大学日本橋キャンパス内ホール
テ ー マ： 台湾企業とのアライアンスによる中国ビジネスの新段階
ー中国・台湾 ECFA 締結による新たなビジネス展開の可能性ー
講 師： 岡田早織弁護士(西村あさひ法律事務所)
張翠萍中国律師(西村あさひ法律事務所)
黄馨慧弁護士(台湾フォルモサン・ブラザーズ法律事務所)
金堅敏氏(富士通総研経済研究所)
ご挨拶者： 小口彦太先生(早稲田大学現代中国法研究所)
落合誠一先生(西村高等法務研究所)
劉志鵬弁護士(台湾フォルモサン・ブラザーズ法律事務所)
司会進行： 浅見靖峰弁護士(西村あさひ法律事務所)
主 催： 早稲田大学現代中国法研究所
西村あさひ法律事務所
台湾フォルモサン・ブラザーズ法律事務所
後 援： 早稲田大学アジア研究機構

「中台経済協力枠組み協定 (ECFA) 締結が日本企業のビジネスに及ぼす影響」

黄馨慧

台湾フォルモサン・ブラザーズ法律事務所 (パートナー弁護士)

台湾は 2010 年 6 月 29 日に中国政府と ECFA を締結しました。この協定は今年の 9 月 12 日に発効となりました。

ECFA とは Economic Cooperation Framework Agreement の省略で、正式な中国語名称は「海峽兩岸經濟合作架構協定 (日本語名：中台経済協力枠組み協定)」です。ECFA 第 3、4、5、10 条の規定により、台湾と中国は ECFA の発効後 6 ヶ月以内に、物品貿易、サービス貿易などの事項について正式な協定を引き続き行います。

ECFA は全部で 5 章に分かれています。総則、貿易投資、経済協力、早期収穫 (アーリーハーベスト)、その他の事項に分けて規定しています。現段階で最も注目される早期収穫は、減税措置とサービス貿易の開放措置を規定しています。

「早期収穫 (アーリーハーベスト)」は ECFA が発効されてから正式協定が終了するまでの過渡期の措置です。2011 年 1 月 1 日から発効され、適用期間は正式協定の終了までです。主に二つの部分に分かれており、第 7 条は「物品貿易の早期収穫計画」、第 8 条は「サービス貿易の早期収穫計画」となっております。物品貿易の主な内容としては、「添付 1 のリストに定める台湾または中国原産の物品について減税を実施することに双方は同意する。物品の原産地の認定については、添付 2 の臨時原産地規則に基づいて認定する」と規定しています。サービス貿易の主な内容は「添付 4 のリストに定める台湾または中国のサービス提供者について市場開放を行い、制限措置の削減または撤廃を行なうことに双方は同意する。台湾、中国のサービス提供者の認定については、添付 5 の基準に基づいて認定する」となっております。

物品貿易の早期収穫リストでは、中国が台湾に開放する物品項目は 539 項目、台湾が中国に開放する物品項目は 267 項目です。「物品早期収穫計画減税措置」の適用対象で、中国が台湾に開放するのは、台湾が原産の物品でなければなりません。この部分について、今後、双方は正式協定を行いますが、現在は添付 2 の臨時原産地規則にもとづき認定しています。

物品貿易の早期収穫計画の簡単な結論としましては、外国企業が台湾で生産拠点を設ければ、ECFA の物品貿易早期収穫計画が定める関税優遇を受けることができるということです。

サービス貿易の早期収穫計画は、「金融サービス業」と「非金融サービス業」の二つに分かれます。非金融サービス業については、台湾と中国はそれぞれ 8 項目の市場開放の承諾を行なっています。金融サービス業については、台湾が中国に開放するのは 1 項目、中国が台湾に開放するのは 3 項目で、主に銀行、保険、証券先物取引です。

サービス貿易の早期収穫計画の主な内容は、市場開放、制限措置の削減または撤廃です。サービス貿易早期収穫計画の適用を受けるには、台湾のサービス提供者である必要が

あります。即ち、第一に、台湾にある会社などの実体であること、第二に、台湾で経営する業務が中国で経営するものと同じであることです。第三に、台湾で経営場所を持って、納税していなければなりません。また、特定の経営年数がなければなりません。

サービス貿易の早期収穫計画の簡単な結論としては、外国企業は台湾で会社などの実体を設ける必要があり、しかも、実際に経営した後に、サービス貿易早期収穫計画の市場開放措置を享受することができるということです。

ECFA は枠組み的な協議ですが、台湾と中国間の特殊な政治、経済、社会、歴史的な要因から、将来、中国が WTO に違反しない前提のもとで、台湾にさらなる優遇措置を与える可能性があります。よって、日本企業が世界市場でより良い地位を獲得したいのであれば、日本の優れた技術力とサービスと、台湾企業の言語上の利点、ECFA の貿易優遇措置を結びつけることができるということです。

外国企業が台湾に投資する際の方式について、主に、自ら投資する場合と、他社と合資で会社を設立する場合、M&A、既存の会社の株式を取得する場合があります。

以前、台湾で株式会社を設立する場合、最低資本額の制限がありましたが、現在、この制限は廃止されました。外国人が台湾で会社を設立するときは、「外国人投資条例」の規定に特に注意を払う必要があります。この法律規定では、外国人が台湾で会社を設立するときは経済部投資審議委員会に投資許可を申請する必要があると規定しています。経営する業務内容については、ほとんどの業務が経営できますが、特別に「華僑及び外国人の投資ネガティブリスト」の規定に注意する必要があります。

外国企業が台湾で会社を設立する場合、台湾の会社と合資で行うケースが実際に多いです。この場合、株主間でいわゆる「株主間の協議」が極めて重要です。

株式の買付については、買付対象により方法が違います。対象会社は非上場会社であれば、外国企業は対象会社の既存の株主とその持ち株買付について話し合うことができます。または、対象会社が増資するときに新株を引き受けることも可能です。対象会社が上場会社である場合は、証券取引法などの法律に係わるため、手続が複雑になります。基本的には取引市場で株式を買い付ける方法、公開買付、対象会社が増資するときに私募の方式により株式を取得することができます。

台湾では、中国に対して投資に際は、原則上、経済部投資審議委員会の許可を取得する必要があります。また、中国投資について、制限または禁止されている業種がありますので、投資する前に特別な注意が必要です。

ECFA が締結されてから、社会の高い関心を呼んでおり、アジアでの経済協力に、一定の影響を与えています。例えば、日本は、今年に入って、台湾と投資保障協定に関する会談を進めています。ECFA の締結により、今後のアジア経済が一層中国中心になり、台湾の国際地位を低くするのではないかと、台湾内の一部で懸念する声もございますが、今後の発展、特に台湾と中国双方が経済協力を行なう上での正式協議の内容については、まだ注視していく必要があります。

以上

「ECFA を利用した新たな中国進出スキームと留意点」

岡田早織

西村あさひ法律事務所(北京代表処首席代表)

ECFA の要旨は、①WTO の基本原則に基づき、双方の経済的条件を考慮しながら、貿易や投資障壁を徐々に減少もしくは解消する。②ECFA を通じて双方の貿易と投資関係を強化し、中台の経済的繁栄と発展に資する協力の仕組みを確立する。③関税の順次引き下げ。④サービス市場の開放。⑤これらを ECFA 発効から 6 か月以内に着手すること。⑥兩岸経済合作委員会の設立、である。そして、ECFA 締結、発効を受けた兩岸における動きとして、銀行の相互進出、台湾への投資誘致、台湾のマーケットとしての重要性の増加、中国側で行われている台湾の優遇措置の動きなどがある。

ECFA 発効後は、半年以内に兩岸経済合作委員会が設置され、投資保証協定、紛争解決システム、他の品目の関税引き下げについての話し合いなどが行われていく予定である。したがって、今後の兩岸経済合作委員会の動き、中台間の話し合いの進捗を注視する必要があると思われる。なお、ECFA と同日に、兩岸が WTO の精神に基づいて特許、商標、植物品種の優先権を相互に承認するという概要の、知的財産権保護に関する協力協定が締結・発効されている。

ECFA の日系企業への影響として、台湾を経由した中国市場への参入の容易化が挙げられる。この課程で、対中ビジネスの窓口としての台湾の重要性が一層大きくなるものと思われる。日本と台湾との提携による中国進出の背景としては、日台間の相互信頼関係、日台双方の対中投資への積極性、日本企業及び台湾企業が双方が有する中国内における販売網・人脈などの各種ネットワークをお互いに利用できるという点などが挙げられる。日台提携対中投資の方式例としては、①日本企業と台湾企業の中国における合弁会社の設立、②在台湾日系子会社の対中投資、③①及び②の双方を含む投資形態、④日台の工程間分業などが挙げられる。②については、ECFA の発効によって台湾の子会社の重要性が増してくるという観点から、戦略的な検討を要するものと思われる。④については、例えば日本から台湾への設備・半製品の輸出、台湾におけるの製品製造、中国への輸出という流れが考えられる。こういったスキームを踏まえ、ECFA によってより有効な事業展開が可能になってくるものと考えられる。

日台提携による中国進出、特に貿易取引の場合に際しての法的留意点として、相手方の調査、契約書の重要性、現地の法制度、商慣習の理解、紛争解決機関などが挙げられる。契約書の重要性については、契約書はどんな取引にも適用できる万能なものがあるというのではなく、個々の取引毎に具体的な状況を踏まえて具体的な条項を入れていくことが重要である。また、契約締結にあたっては、相手方の権限のある代表者が署名しているかの確認も必要である。

日本企業と台湾企業との間の紛争における紛争解決機関としては、裁判所及び仲裁機関が考えられる。このうち、台湾における執行が予定される場合に、台湾の裁判所を紛争解

決機関とする場合には、判決の執行の問題は生じにくい、中国語による裁判を行う必要があるという点において、日本企業にとっては、日本で裁判を行う場合に比して不利であるといえる。一方、日本の裁判所を紛争解決機関とする場合には、台湾における判決の執行の可能性が問題となり得るが、原則として、台湾の裁判所は、日台間での相互保証を肯定した上で、日本の裁判所における確定判決の承認・執行を認めている。しかしながら、日本の裁判所に訴訟が提起され、台湾側の被告に対して公示送達による送達が行なわれた場合であって、被告が未応訴の場合には、日本以外の外国の裁判所の判決の執行における事例の存在に鑑み、日本の裁判所の判決の台湾における承認・執行が認められないこととなる可能性が否めない。かかる不安定さを回避するために、仲裁機関を紛争解決機関とすることが考えられる。この点、日本の仲裁機関の仲裁判断については、台湾の裁判所において承認・執行された事例が存在する。

以 上

「中国側から見た ECFA の持つ意義と影響」

張翠萍

西村あさひ法律事務所(フォーリンアトニー(中国))

ECFA は中国大陸と台湾との、「海峡兩岸の経済協力の新たなページが開かれた」という大変重要な意味を持っている。大中華経済圏で初めて締結された自由貿易協定 CEPA(香港)CEPA(香港)の成功により、中国大陸と台湾との、「海峡兩岸の ECFA の実施に対する自信が深まった。

中国大陸経済発展の現状、即ち中国大陸経済発展のボトルネックとして、「外商投資鈍化の予兆」及び産業構造の歪みの2つが挙げられる。「外商投資鈍化の予兆」の主な原因は、賃金等生産コストの増加、人民元高、及びストライキが挙げられる。賃金等生産コストの増加、及び人民元高は中国大陸の競争力の低下に繋がり、ストライキは企業にとっての不安要素となっている。産業構造の歪みとして、「労働集約型産業が中心で、技術集約型産業が弱い」及び「製造業が中心で、サービス貿易業の発展は遅れている」の二点が挙げられる。

このような、中国大陸経済発展のボトルネックの中で、ECFA が中国大陸に対して、「1. 外商投資の促進」、「2. 産業構造の合理化」、「3. 中国大陸の台湾投資の促進」、「4. 大中華経済圏の構築、全体的な競争力の向上」という四つの意義がある。「外商投資の促進」については、主に「ECFA による外資の中国大陸への投資信頼度の高まり」と「ECFA の台湾に対する優遇措置による外資投資意欲の向上」の二つに現れる。「産業構造の合理化」は、「台湾と協力して戦略的新興産業発展を促進すること」及び「現産業の転換・進化を加速すること」によって、実現できると予測される。「中国大陸の台湾投資の促進」については、2009年5月17日第1回海峡論壇大会にて、中国大陸の政府は、その公布した「8項目の台湾優遇政策」のうち、「中国大陸企業の台湾投資」を明確に支持しており、また、ECFA の締結により中国大陸の台湾への投資制度基盤が固まった。最後に、ECFA の締結及び発効は、「中国大陸、台湾、香港、マカオ」、この大中華経済圏の一体化に、制度上の保障を提供した。このような制度基盤の整備により、中国大陸、台湾、香港、マカオ間の経済協力及び優位性補完、各地域の産業の転換・進化、及び地域全体の競争力の向上を促進することになる。

「ECFA の中国大陸に対する影響」には、「経済面における影響」と「社会、文化、政治面における影響」の2点が挙げられる。「経済面における影響」については、「中国大陸への外商投資の意向の増加」及び「中国大陸による台湾への投資・貿易の増加」というプラス影響並びに製造業、農業、サービス業へのマイナス影響の可能性が挙げられる。また、社会、文化、政治面については、「海峡兩岸の経済貿易の頻繁な交流」によって、「海峡兩岸の社会・文化面での交流・協力」へと繋がり、最終的には、「海峡兩岸の政治的相互信頼、経済の共同繁栄」を齎すことになると思われる。

中国大陸にとっても台湾にとっても、「協力と共同利益」が ECFA 締結の根本的な目的で

あり、将来、両岸が積極的に協力分野を拡大し、協力方式を創造し、協力レベルを高めていけば、両岸が団結して全世界の富を稼ぐというのも単なる夢ではなくなると思われる。

以 上

「ECFA 締結による海西経済圏から台湾海峡兩岸経済圏へ発展～ 日本企業のチャンスとは～」

金堅敏

富士通総研経済研究所(主席研究員)

私からは、法律以外の大きな経済的な枠組みの観点から報告をさせていただきたいと思
います。

現在、中国では沿岸部の中でも十分開発されていない地域や内陸部の開発を進めて、バ
ランスの取れた経済成長を目指しています。海西地区については、今まであまり発展して
いませんでしたが、この地域を成長させて、分断されていた沿岸部全体を1つの経済成長
地域とすることを目指しています。この海西地区の優位性の一つは台湾が近いということ
があげられます。そのため海西地区では、ECFA 締結以前より、台湾との経済交流、経済協
力を実施していましたが、ECFA が締結されたことによりさらに海西地域の開発が進み、兩
岸(中台間)の経済融合が進み、「海西経済区」から「海峡経済区」へ発展していくと考えられ
ます。

また、台湾側も、主に、中国大陸市場へのアクセスが他国企業よりも優先的になるとい
う積極的な理由と、中国大陸と自由貿易協定を締結している他国と比較して相対的に不利
な立場とならないためという消極的な理由によって、ECFA 締結を目指していました。

では ECFA 時代の日系企業のビジネスチャンスについて見てみます。今まで、日本企業
はハイエンドの分野に強く、台湾企業との協力といえば、ハイエンドの製品を台湾企業に
委託生産してもらおうという形しか考えていなかったように思われます。この委託生産とい
う点について、確かに以前は台湾企業は非常に優位性がありましたが、中国市場に対する
理解の深まり、中国企業の成長等によって台湾企業のこの優位性は低下してきています。
また、一部の台湾企業が成長を遂げて、ハイエンドの分野で日本企業の競争相手にもなっ
てきています。そのため、今後は、ハイエンドの分野での垂直的な分業関係だけではやっ
ていけないと考えられます。一方で、台湾企業において、以前のような優位性は低下して
いますが、新しい優位性も出てきています。ECFA がまさに制度的な優位性となります。日
本企業が中国で業務を行えない分野でも台湾企業ならできる分野があります。これからの
日本企業は、台湾企業が得意とするミドルエンドの分野に入っていくことも考えるべきで
す。そこでは、今までのような垂直的な関係だけではなく、より水平的な関係を構築し
て、日本企業の側が台湾企業からいろいろと学ぶことが重要となります。日本企業は、常
に、自分たちは自らのブランド名で商品を販売する立場であり、台湾企業が工場の役割を
果たすととらえてきましたが、これからは、逆に、日本企業が商品を生産する工場とな
り、台湾企業がそのブランド名で商品を売ることも考える必要があります。台湾企業は日
本企業の優れた点を一生懸命学んでいるのに対して、日本企業は台湾企業の優れた点を学
ぼうとする姿勢があまり見られません。そういうところはアライアンスを生かしていかな
ければいけないと思います。また、最後になりますが、日本企業と台湾企業との協力、ア

ライアンスは生産の場面に集中しており、販売、M&A などといった面における協力、アライアンスはほとんど見られません。これらの面でも、協力、アライアンスを進めるべきだと思います。

以 上